

「封書」で届く架空請求に注意！

ハガキによる架空請求は、2007年度の154件をピークに減少し、携帯電話やスマートフォンの普及により、有料動画サイトの未納料金などを、SMS（メールアドレスではなく携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス）を用いて請求する手口が主流になりました。しかし、2016年頃から女性をターゲットに架空請求ハガキが再び増加し、最近では封書による新手の架空請求も行われています。

【事例1】70歳代・女性・士別市

妻宛に4月23日封筒が届いた。開封したところ、訴訟番号が記載された「訴状」であった。総合消費料金が未納で運営会社から訴状の提出があると書かれているが覚えがない。封書が届いた時点で既に取り下げ最終期日は過ぎている。

【事例2】60歳代 女性

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届き、電話をすると、弁護士を名乗る者を紹介され、指示に従いコンビニで支払番号を伝え、取り下げ料10万円支払った。

○架空請求の請求手段は、電話、ハガキ・封書、電子メール、SMSなど様々です。

○架空請求は消費者の情報を完全に特定して、送られているわけではありません。連絡することで新たな個人情報が知られ、その情報をもとにさらに金銭を要求される可能性があります。心当たりがないなら、決して相手に連絡をしないようにしましょう。

○全く覚えのない請求等に簡単に反応せず、不安に思うことやトラブルが生じた場合には、[下記消費生活センター](#)にご連絡下さい。

訴 状 訴訟番号(て)121号

この度ご通知いたしましたのは、貴[]れました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされましたことをご通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て、訴訟を開始させていただきます。このまま連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され、裁判後の措置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願いすると同時に債権譲渡証明書を1通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げのご相談にしましては当局にて受付しておりますので職員までお問い合わせください。尚、書面での通達になりますので、プライバシー保護の為、必ずご本人様からご連絡頂きますようお願い申し上げます。

訴訟最終取り下げ期日 2年4月22日

法務省〇〇〇〇管理部 〒102-1123

東京都〇〇〇区〇〇-2-1

相談窓口03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

受付時間9時-20時

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

